

文法制度化
——文法変化の種類Ⅱ——

小 柳 智 一

Grammatical Systematization (Abstract)

The integration of a new grammatical phenomenon into a grammatical system is a kind of grammatical change that occurs over time. I will call this process of change “grammatical systematization.” This study aims to reveal the different types of grammatical systematization. In general, grammar consists of formal and semantic sides, and when the two sides are examined in combination with grammatical transitions over time, the following types of grammatical systematization are found: Type I: “form A” begins to express “meaning α ,” originally expressed by “form E.” Type II: “form B” begins to express the newly formed “meaning β .” Type III: newly formed “form C” begins to express “meaning γ ,” previously expressed by “form F.” Type IV: newly formed “form D” comes to express the newly formed “meaning δ .” Individual examples of these four types of grammatical systematization are provided by this study.

はじめに

日本語の歴史的な文法変化には様々な種類がある。前稿（小柳（2013b））では、機能語が新たに生産される文法変化、すなわち「機能語生産」について考察を行った。考察の中で、大堀（2005）の挙げる「文法化」の5つの基準を紹介し、そのうちの3つは機能語生産の特徴だが、次の2つはそうではないことを述べた。

- (1) a. 標示の義務性：ある機能を表すために、その形態素による標示が義務的に要求される。
 b. 文法内での相互作用：一致現象（呼応も含める）が起こる。

この2つの意味するところは、次のように解された。(1a)は、ある形式Aが特定の文法的な意味や機能を表すものとして定着したことを意味する。詳しく言うと、同じ文法範疇に属する他の形式BやCとともに必ず範列から、ある文法的な意味や機能を表すために、BやCではなくAを義務的に選択するという制度が形成されているということである。(1b)は、ある形式Aが、同じ文中に現れる文法形式Dと明示的に関係し、それゆえAも文法機能の次元で使われていることを意味する。言い換えれば、形式Aと形式Dが統辞的に関係するという制度が形成されているということである。つまり、(1a)(1b)は、当該の形式が文法制度の中に位置づけられていることを パラダイグマティック 範列的、シンタグマティック 統辞的に示すものだと解される。

それまで(1)が見られなかったところに、新たに見られるようになれば、文法制度に変化が生じたことを意味し、それは紛れもなく文法変化である。ただし、前稿で述べたように、機能語生産とは別の文法変化である。

本稿は、それがどのような文法変化であるかを探り、その上で、その文法変化と機能語生産の関係について考えることを目的とする。また、前稿に引き続き、文法変化についての考察を通して、「文法」の範囲を画定するための手がかりを蓄積したいと思う。

第1節 文法制度

まず、上に「文法制度」と言った、その内実を明確にする。「文法」を厳密に定義するのは難しいが、「文法」を極端に切り詰めて捉える立場でない限り、通常「文法」と呼ばれるものに、次の3つの重要な性質があることに反対はないと思う。

- (2) a. 「文法」に属する言語表現は形式と意味を有する。
- b. その意味は機能的・関係的なものである。
- c. 「文法」に属する言語表現は少数の成員で小さな体系をなす。

(2a) は「文法」に含まれる言語表現が、言語表現であれば当然だが、特定の形式と何らかの意味を有していることを指す。(2b) は、その意味として表すのが、存在論的な対象（事物・事態や、動作・情態など）ではなく、対象同士の関係や内部の構造または様相、あるいは対象に対する発話者の態度や把握の仕方、さらにはコミュニケーションの際の効果などであることを言う。つまり、内容的・素材的な意味ではないということである。(2c) は言語表現の1つ1つが孤立せず、少数の成員が相互に関係し合っ
て組織を作り、その組織は別の組織と関係し合っ
てさらに大きな組織を作
ることを言う。前稿で考察した機能語は(2)のすべてに当てはまり、例
えば、助詞「が」は[ガ]という形式と、主格標示という機能的な意味を
有し、「を」「に」など比較的少ない(せいぜい10くらいの)成員と相互に
関係して格体系という小さな組織を作っている。

このように、「文法」は操作される素材ではなく、操作する機能の側に関わる言語表現で、そこには秩序がある。言い換えると、「文法」は制度^{システム}としてある。この性質を強調したのが「文法制度」という用語である。文法制度は制度と言っても、決して固定的ではなく、歴史的に形成されかつ変更され続ける¹⁾。それでも、歴史的変化が、「文法」が制度的であることを脅かすことはない。変化を被っても「文法」が有効に機能する限り、(2)の性質を失うとは考えられず、そもそも言語変化は言語体系をわざわざ破壊する方向へは変化しないからである(小柳(2013a))。

単に「文法」ではなく「文法制度」と呼ぶのには、無用な混乱を回避する意図もある。具体的な文法制度はすべて歴史的に形成されたと考えられ、特定の文法現象が制度として定着することを「文法制度化」(略して「制度化」とも)と呼ぶことにすれば、現にある共時的な文法現象は文法制度化された結果である。例えば、述語に対する名詞の統辞的な関係は、日本語のように機能語(格助詞)によって「犬が」「犬を」と表したり、中国語のように語順によって「我(洗手)」「(我洗)手」と表したり、ラテン語のように名詞の格変化によって *dominus, dominum* と表したりするが、これはそれぞれがそのように文法制度化されていると考える。また、英語は名詞の数を *dog* と *dogs* のように義務的に表示するが、日本語は「犬(が1匹いる/がたくさんいる)」のようにそうではない。つまり、英語は数が文法制度化されているが、日本語はされていない。本稿では、通時的な変化の結果として見る場合には共時的な現象についても、このように「文法制度化」という用語を使う。「文法化」と言えばよさそうだが、この用語は通時的な変化に限って言う使い方があるようなので(大堀(2005))、誤解を避けて「文法制度化」という用語を使うことにする²⁾。

文法制度化は文法変化の種類である。そして、前掲(1)は、この文法制度化の特徴である。(1a)の標示の義務性は、特定の文法形式がまさに制度化された——それも必要度の高い文法範疇のものとして制度化された——ことを意味する。(1b)の文法内での相互作用は、あらゆる文法制度

化に関して見られるわけではないが、これが見られれば、文法制度化が起こったと見なしてよい(2.4を参照)。前稿で機能語生産の下位分類にいくつもあることを見たが、文法制度化にも下位分類があると考えられる。どのような種類があるだろうか。機能語生産の場合は機能語を対象とすればよかったが、文法制度化の場合は対象がそれほど明瞭ではない。このような対象を種類分けする場合には、まず演繹的に分類の大枠を設け、個別的な事例を扱う時の必要に応じてその中を細分類するのが实际的である。その際に重要なのは、その大枠が原理的に基礎となりうるか、かつ適当な細分類を施す可能性を有するか、ということである。以下では、文法制度化の種類分けに関して、そのような大枠を設定したいと思う。

第2節 文法制度化の種類

「文法」の特徴として挙げた(2a)をかえりみると、「文法」に形式的側面と意味的側面のあることが再度確認できる。そこで、文法制度化についても、この2つの側面に注目してみよう。文法制度化では、形式的側面において、もともとある形式を転用する場合と、新しい形式が作られる場合が考えられる。同様に、意味的側面においても、もともとある意味が表される場合と、新たな意味を開拓する場合がある。これを組み合わせると、次の4通りになる。

- (3) a. I類：もともとある形式が、もともとあるがその形式が表してはいなかった意味を新たに表すようになる。
- b. II類：もともとある形式が、新たな意味を表すようになる。
- c. III類：新たな形式が、もともとある意味を表すようになる。
- d. IV類：新たな形式が、新たな意味を表すようになる。

2.1 文法制度化Ⅰ類

I類はややわかりにくいかもしれないが、もともとある形式と意味の組み合わせに変化が起こり、形式と意味の新たな結合が制度化する場合である。例えば、副助詞「だに」の意味的拡張はこれに当たる。上代では「だに」と「すら」は類似しながらも使い分けがあった。「だに」は成立の蓋然性の高い事態が予想に反して成立しないことを表し、逆に「すら」は成立の蓋然性の低い事態が予想に反して成立することを表すと考えられる(岡崎(1996:第8章), 小柳(2008))。 (4a)の「だに」は、夢で見るという事態が起こりそうなのに起こらないことを、(4b)の「すら」は、木に妹兄があるという事態がありそうもないのにあることを表している。

- (4) a. 夢にだに〔夢尔谷〕見[・]ず[・]あり[・]し[・]もの[・]を おほほしく 宮出も
 するか 佐日の隈廻を
 (夢でさえ見なかったのに、鬱々として皇子の殯宮にお仕えするのか、この檜の隈道を通して。) 〈万葉集・巻2・175:8C 後期成〉
- b. 言問はぬ 木すら〔木尚〕妹と兄 あり[・]と言[・]ふ[・]を ただ独り子
 に あるが苦しさ
 (物を言わない木でさえ妹と兄があると言うのに、独り子でいる私は苦しいことです。) 〈万葉集・巻6・1007:8C 後期成〉

上代では、事態の不成立に関わる「だに」は(4a)のように否定述語(「見ず」)と呼応し、事態の成立に関わる「すら」は(4b)のように肯定述語(「あり」)と呼応していたが、中古になると、和文資料において(5)のように「だに」が肯定述語(「知りたる」)とも呼応するようになる。

- (5) 虫だに時[・]節[・]を[・]知[・]り[・]た[・]る[・]よ。
 (虫でさえ時節というものを知っているよ。)
 〈蜻蛉日記・下, 303:974 頃成〉

これは、「だに」の意味が拡張し、「すら」が本来表していた、予想に反する事態の成立を表すようになったことを意味する。「だに」という形式はもともとあり、予想に反する事態の成立という意味ももともとあったが、この2つは結びついていなかった。それが新たに結合して制度化された。これがI類の事例である。なお、「だに」はももとの意味に加えて「すら」が表していた意味を表すようになったので、新旧2つの意味が「だに」の中で統合されたことになるが、この意味の「統合」と、「だに」に文法制度化I類の変化が生じたことは、一往別の話題である³⁾。

別の事例を挙げよう。格助詞「が」((6a))から接続助詞「が」((6b))が分岐した事例である。

- (6) a. [女のまだ世経ずとおぼえたる] が, 人の御もとにしのおびてもの聞こえて後,
(まだ男を知らないと思われている女が、高貴な人のもとに忍んで行き語らった後に,) <伊勢物語・120段, 213:10C 前期成>
- b. [信頼ハ中納言右衛門督マデナサレテアリケル] が, コノ信西ハマタ我子ドモ俊憲大弁宰相, 貞憲右中弁, 成憲近衛司ナドニナシテアリケリ,
(信頼は中納言右衛門督まで引き立てられていたが、この信西の方は自分の子を、俊憲は大弁宰相、貞憲は右中弁、成憲は近衛司などにしていた。) <愚管抄・巻5, 226:1220成>

(6a)の「が」は、女という事物を表す名詞節に付き、動詞句に対して主語であることを表し、(6b)の「が」は、信頼が中納言右衛門督になったという事態を表す節に付き、主節に従属することを示している。統語的に見ると、(6a)は名詞節中の「女」が文全体の主語になるので、「が」の前後は緊密な関係にあるが、(6b)は接続節の主語「信頼」と主節の主語

「コノ信西」が別なので、「が」の前後は緊密ではない。この2つの中間には(7)のような例が存在した。これらも接続助詞である⁴⁾。

- (7) a. むすめの尼君は、「上達部」の北の方にてありける] が、その人
亡くなり給ひて後、むすめただ一人をいみじくかしづきて、
(娘の尼君は、高位の貴族の夫人だったが、その人がお亡くなりになっ
た後は、自分の一人娘を大事に育てて、)

〈源氏物語・手習、6-300：1001-14 頃成〉

- b. [数ノ狗ノ中ニ殊ニ勝レテ賢カリケル狗ヲ年来飼付テ有ケル]
が、夜打深更ル程ニ、異狗共ハ皆臥タルニ、此ノ狗一ツ俄ニ起
走テ、

(多くの犬の中で特に賢い犬を長年飼育していたが、夜が更けた頃に、
他の犬は寝ているのに、この犬一匹が急に起き上がり走って来て、)

〈今昔物語集・巻29・32,5-193：1120 頃成〉

(7) は、従属節中の名詞句と主節の主語が同一対象を指している(「上達部」と「その人」、「賢カリケル狗」と「此ノ狗」)。文全体の主語は主節で示されているので、従属節が文全体の主語になる(6a)と比べると、「が」の前後はそれほど緊密ではないが、主節の主語と同一対象を指す名詞句が従属節中にあるので、(6b)よりは緊密である。

このように、「が」は名詞節に付く格助詞だったが、「が」の前後が弛緩して、従属節が主節とは別の事態を表すようになり、接続助詞化が起こったと考えられる(石垣(1955:38))。この変化において、「が」という形式自体は変わらず、「が」が述語連体形で終わる節に付いて後部に続く点も変わっていない。「が」が新たに得た接続標示の機能は、順接あるいは逆接を択一的に明示せず、文脈依存的で曖昧なものだが、これは、先に格助詞から分岐して接続助詞化した「を」「に」がすでに表していた意味である。以上のことから、この事例はI類に該当する。

2.2 文法制度化Ⅱ類

Ⅱ類は、もともとある形式に新たな意味が生じる変化である。例えば、終止形接続の「なり」の意味的拡張がこれに当たる。終止形接続の「なり」はもともと、聴覚的に事態を把握することを表すエヴィデンシャルだと考えられ、岡崎（1989）はこれを「聞音」と呼ぶ。次例は、ほととぎすが飛び行くのを、その鳴き声によって把握することを述べている。

(8) 藤波の 散らまく惜しみ ほととぎす 今城の岡を 鳴きて越ゆ
なり〔鳴而越奈利〕

（藤の花が散るのを残念がって、ほととぎすが今城の岡を鳴きながら越えて行くのが聞こえる。） 〈万葉集・巻10・1944：8C 後期成〉

後に、この聞音の意味から拡張して推定の意味を表すようになった。「なり」の表す推定は、ある音響を知覚し、その音響を生じさせた背後にある事態を推定するというものである（小柳（2002））。

(9) 「丑四つ」と奏すなり。「明け侍りぬなり」とひとりごつを、

（「丑四つ」と係の者が時刻を報告するのが聞こえる。「夜が明けてしまったようです」と独り言を言うと、）

〈枕草子・293段、446：10C 後期成〉

この例は、時刻を告げる声を聞いて——それは聞音の「なり」が表している——、屋内にいながら夜が明けたことを推定するというものである。夜が明けること自体は音響を発しないが、時刻を告げる声の背後に夜が明けることがあると推定しているのである。推定という意味はこれ以前にもあったが、聴覚的情報に基づく推定という個性的な意味はそれまでなかった。したがって、もともとあった「なり」という形式に、今までなかった

新たな文法的意味が生じており、Ⅱ類の事例である。

2.3 文法制度化Ⅲ類

Ⅲ類はⅡ類と対照的に、もともとある意味を表すための形式が新たに生じる変化である。丁寧語（対者敬語）の事例を挙げよう。(10a)では「さぶらふ」とあるが、この本文と同系統の本を原拠とする後代の(10b)では「まらする」となっている。

(10) a. さらば自害は思ひとどまりさぶらひぬ。

(それなら自害は思いとどまることにしました。)

〈覚一本平家物語・巻第1・祇王，上-25：13C 前期〉

b. さあらば自害をば思いとどまりまらした〔maraxita〕。

〈天草版平家物語・巻第2・第1，上-103：1592 刊〉

(10b)の「まらする」が丁寧の補助動詞として使われる前に、すでに(10a)の「さぶらふ」があるので、丁寧という意味はもともとあった。意味は変わらず、それを表す形式として「まらする」が新たに生じたのである。この事例はⅢ類に当たる。なお、「まらする」は「さぶらふ」と交替して、新たな丁寧語として制度化されるのだが、このような「交替」という現象は、文法制度化とは別の話題に属する⁵⁾。

ちなみに、「まらする」は(11)に示すように、もとは「^{まろ}参らする」という謙譲の独立動詞（献上する意）で、それが謙譲の補助動詞化し、さらに形態を縮小させて丁寧語化したものである。形態の縮小はさらに進み、現代語の「ます」につながる。

(11) 参らする（謙譲の独立動詞）→まろらする（謙譲の補助動詞）→まらする（丁寧の補助動詞）→まする（同左）→ます（同左）

敬語の独立動詞が補助動詞化するのには、「給ふ」「奉る」など、類例の多い機能語化（前稿および本稿第3節を参照）である。謙讓語の丁寧語化は、使用場面にそれを可能にする条件があったことによると考えられる（金水（2005））。発話者の行う動作の客体（受け手）と、発話を向ける対者（聞き手）が一致する——つまり、私があなたに対して何かすることを、私があなたに向かって言う——場合が多くあり、その中で、動作客体に向けて使われる謙讓語が、対者に向けて使われる丁寧語に読み替えられたのだろう。

2.4 文法制度化IV類

最後に、IV類は形式的にも意味的にも新たな制度化が起こる、最も大がかりな文法制度化である。そのせいか、該当する事例がI～III類に比べて多くないように思うが、ここでは、受益尊敬の「てたぶ」の事例を挙げたい。中古までは、発話者が利益を受けるか否かにかかわらず、尊敬の補助動詞「たまふ（→たぶ）」が使われていたが——現代語で言えば「なさる」と「てくださる」の区別がなく、ともに「なさる」を使うようなものである——、中世になると、(12)のような「てたぶ」という新しい形式が現れ、これが受益の場合に専用されるようになる（岡崎（1971））。

(12) われ、この馬の口引きててたぶ。道のゆゆしく悪しくて落ちぬべく覚ゆるに。

（おまえ、この馬の口を引いておくれ。道が険しく悪くて落ちてしまいそうだから。）
〈宇治拾遺物語・巻14・1,429：1221 頃成〉

「てたぶ」は、尊敬の独立動詞「給^{たま}ふ」（下賜する意）が縮小した「給^たぶ」が「て」と組み合わせさせて補助動詞化したものと考えられる。この新しい形式によって、それまで特別な関心の払われなかった「受益」という意味が文法制度として確立した。つまり、形式と意味に関して文法制度化が起こっており、IV類の事例である。

また、大堀（2005）は「文法化の周辺例」として、構造体（construction）⁶⁾の発達を挙げているが、新たな形式と新たな意味が結びついた構造体の形成は、このIV類の事例になる。その例として、「か」の係結の形成を挙げる。周知のように、係助詞「か」と呼応する述語は連体形で終止する。

- (13) うま酒を 三輪の祝が 齋ふ杉 手触れし罪か〔罪歟〕 君に逢
ひ難き〔難寸〕

（三輪の神官が大切にする杉に手を触れたせいで、あなたに逢えないのだろうか）
〈万葉集・巻4・712：8C 後期成〉

この呼応の形成について、野村（1995）・野村（2002）で提示された仮説を私に要点をまとめて述べると、以下のようになる。「か」はもともと名詞句に付いて述語を構成し、事態が確定できず不定であることを表した。

(14) は「～は～か」という名詞述語文の例である。

- (14) 舟競ふ 堀江の川の 水際に 来居つつ鳴くは〔奈久波〕 都鳥
かも〔美夜故杼里香蒙〕

（舟が競い合う堀江の川の水際に来て鳴いているのは、都鳥だろうか）

〈万葉集・巻20・4462：8C 後期成〉

「美しき花よ」のように名詞を骨子とする句を「喚体」と言い、喚体は発話者が直面した事態を反射的にそのまま描写する表現である。「か」も(15)のように名詞句に付いて喚体を構成することがある。

- (15) 秋の野を 朝行く鹿の 跡もなく 思ひし君に 逢へる今夜か
〔相有今夜香〕

（秋の野を朝引き揚げて行く鹿がどこへ行ったかわからないように、あてもなく思っていたあなたに逢えた夜だなあ）

〈万葉集・巻8・1613：8C 後期成〉

述語連体形で終止する文も一種の喚体で、(16)のように眼前の事態をそのまま描写する表現である。これを「用言喚体」と呼ぶ(山田(1908：1287-1289)の「擬喚述法」に当たる)。

(16) 風莫の 浜の白波 いたづらに ここに寄せ来る〔依久流〕 見
る人なしに

(風莫の浜の白波が甲斐もなくここに寄せて来る。見る人もいないのに。)

〈万葉集・巻9・1673：8C 後期成〉

用言喚体は直面した事態を単にそのまま描写するだけだが、その事態に対して、なぜこのようなことが起こったのかという注釈を「か」による喚体が表すことがあった。この段階は、(17)に示すように、2つの喚体(すなわち2文)が連置しているだけである。

(17) [——] か. [用言喚体]. (2文の連置：注釈—被注釈)

ところが、その2文には「注釈—被注釈」という意味的な関連があるために、緊密になってやがて1文に統合された。その結果、「か」と述語連体形が呼応する(18)の係結が形成された。

(18) [[——] か——述語連体形]. (1文に統一)

野村は上代ですでに係結が形成されていたとし、この仮説を資料上で詳細に跡づけるのは確かに難しいのだが、仮に先掲(13)の実例に即して図示すれば、(19a)から(19b)へ変化したということである。

- (19) a. [齋ふ杉手触れし罪] か. [君に逢ひ難き].
 b. [[齋ふ杉手触れし罪] か君に逢ひ難き].

以上が野村の仮説の概要だが、この係結の形成は、新たな形式上の呼応が制度化しただけでなく——この呼応は(1b)の文法内での相互作用に該当する——、新たな疑問文の構造体が制度化されたと言える。(19b)は1文全体が疑問文で、「齋ふ杉に手触れし罪」のせいで「君に逢ひ難き」なのかという意味だが、「君に逢ひ難き」については問うていない。この部分は既定の事実で、その原因としての「齋ふ杉に手触れし罪」という部分を問うている。つまり、「か」は疑問(不定)の焦点を示している。これは、それまでなかったと思われる意味・機能である。したがって、「か」の係結の形成は疑問の焦点構文(構造体)の形成であり、形式的にも意味的にも新たな制度化が起こったIV類の事例である。

第3節 文法制度化の種類と境界

以上、文法制度化の分類の大枠として設けた(3)の4種類について詳しく見てきた。まとめれば表1のようになる。

これは、「文法」の形式的側面と意味的側面に着目し、それに歴史的な新旧の観点を加えたもので、組み合わせは論理的にこれで尽きる。第1節末で、分類の妥当性を測るための条件として、原理的に基礎となりうることを挙げたが、上の分類はこれを満たしていると考えられる。ただし、次の点を念頭に置かなければならない。

Ⅲ類とⅣ類は、新たに形式が生じる場合だが、新たな形式が生じると言っても、全く未知の形式が突然創り出されるはずはない。全くの未知の形式では意味が直感できず、文法形式として機能しないからである(前稿)。それまで使われていた形式を加工するのが普通である。また、Ⅱ類とⅣ類は新たな意味を表すようになる場合だが、その新たな意味も、それまでに

表1 文法制度化の種類

	もともとある意味	新たな意味
もともとある形式	I類	II類
新たな形式	III類	IV類

あった意味と無関係であるとは考えられない。なぜなら、全く未知の機能的な意味では、現有の形式を利用して表すことができず、そのような意味はコミュニケーションにおいて役に立たないので、そもそも必要とされないからである。要するに、形式および意味の新旧は明確に分けがたい場合があるのである。そのため、個別的な事例によっては、I類かIII類か、I類かII類か、など分類に迷うことがあると思われる。

例えば、I類の事例とした接続助詞「が」の分岐(2.1)は、次のように図示した時の(20a)から(20b)への変化と捉えることができる。

- (20) a. 格助詞：[名詞節(事物を表す)]が[動詞句]
 b. 接続助詞：[接続節(事態を表す)]が[主節]

「が」自体に変化はないが、「が」を含む(20b)全体を新たな構造体と見るなら、新たな形式が生じたとして、III類に分類することもできる。また、II類の事例とした「なり」の意味的拡張(2.2)について、先にも触れたように、「なり」が聴覚的情報に基づく推定を表す以前に、推定という意味はあった。次例の「らし」はその例である。

- (21) 天の川 浮津の波音 騒くなり〔佐和久奈里〕我が待つ君し
 舟出すらしも〔舟出為良之母〕
 (天の川の船着き場の波音が大きくなるのが聞こえる。私が待っているあなたの舟が出発したらしい。) 〈万葉集・巻8・1529:8C 後期成〉

この例と先掲(9)はともに、知覚した音響に基づいて(両例とも聞音の「なり」が使われている)、背後の事態を推定している。「なり」の推定は「らし」の推定と類似するが、「なり」が聴覚的情報に基づくのに対し、「らし」は情報の種類に限定がない点が違っている。この違いをもし些細なものとするなら、「なり」が新たに得た推定の意味を特別視する理由はなく、そうすると、I類の事例になりうる。

このように、分類に複数の可能性を有する事例もある。考察が進めば特定できる場合もあるだろうが、事の性質上、あらゆる事例が一意的に決まることはないと思う。しかし、そのような事例は、どの類とどの類の境界に位置するかが明らかにされればよく、それがその事例を理解することになる。こうした境界的な位置も含めて、表1にまとめた分類は原理的に正当で、文法制度化を典型的に把握する上で有益だと思われる。

第4節 文法制度化と機能語生産

最後に、文法制度化と、前稿で考察した機能語生産の関係を考えてみたい。第2節で取り上げた文法制度化の事例の中には、機能語生産の事例になるものもある。前稿では、資料の種類(内容語か機能語か接辞か)と数(1つか複数か)によって、機能語生産を表2のように分類した⁷⁾。

機能語化(降格機能語化)は、内容語、あるいは内容語と機能語が組み合わせ変わったものが機能語になる変化で、昇格機能語化は接辞が機能語に発達する変化である。多機能化はもともと機能語であるものが新たな機能的な意味を拡張的に有するようになる変化で、複合機能語化はいくつかの機能語が結合して1つの機能語になる変化である。

文法制度化I類の事例として挙げた「だに」(2.1)は、機能語である「だに」が、予想に反する事態の成立という新たな機能的な意味を拡張的に獲得したので、機能語生産の観点から見れば、多機能化である。格助詞「が」から接続助詞が分岐する事例(2.1)も、「が」が新たに接続標示の機

表2 機能語生産の種類

	1つの資材	複数の資材
内容語	機能語化（降格機能語化）	
機能語	多機能化	複合機能語化
接辞	昇格機能語化	

能を有するようになったので、多機能化である。同様に、文法制度化Ⅱ類の事例とした「なり」の事例(2.2)も、聞音から拡張して聴覚的情報に基づく推定の意味を開拓するので、多機能化の例である。

一方、文法制度化Ⅲ類として取り上げた、謙譲の独立動詞「参らする」から丁寧の補助動詞「まらする」ができる事例(2.3)は、内容語が機能語になる典型的な機能語化である。また、やや複雑だが、文法制度化Ⅳ類として挙げた「てたぶ」(2.4)も、「て」と尊敬の独立動詞「給ふ」が組み合わせられて補助動詞化したと考えられるので、やはり機能語化(複数の資材からなる場合)に当たる⁸⁾。

これらに対して、文法制度化Ⅳ類のもう1つの事例として挙げた「か」の係結(2.4)では、機能語生産が起こっていない。「か」の係結は機能的な意味を表す構造体なので、これ全体を機能語相当と見て、構造体の形成も機能語化に含めるという処理も考えられるかもしれない。しかし、それをする「機能語化」の外延が広がりすぎ、機能語生産の本来の射程から逸脱することになるので、その見方は採らない。そうすると、この事例から、文法制度化が起こっても、必ずしも機能語生産が起こるわけではないことがわかる⁹⁾。逆はないだろう。すなわち、機能語生産が起れば必ず文法制度化が起こっている。

これらの観察から、文法制度化と機能語生産は1つの事例において共存することがあるが、同次元的に共存するのではなく、後者は前者に組み込まれると考えられる。ある文法変化の現象について、それ全体を俯瞰した場合に見出されるのが文法制度化であり、その現象に機能語が関わる時、

表 3 文法制度化と機能語生産の種類

文法制度化	機能語生産
I類・II類	多機能化
III類・IV類	機能語化・複合機能語化・降格機能語化

その機能語に着目して見出されるのが機能語生産である。換言すれば、機能語生産は文法制度化の中に位置づけて理解される。

それでは、どの文法制度化がどの機能語生産を含むのだろうか。文法制度化I類とII類は、もともとある文法形式が機能的な意味を新たに表すようになる変化だから、この中で機能語生産が起これば、多機能化である。これに対して、III類とIV類は、新たな文法形式が創り出される変化なので、もし機能語生産があれば、機能語化・複合機能語化・昇格機能語化のいずれかである。表3の通り。

このように、文法制度化の種類は、そこで起こる機能語生産の種類と組み合わせることによって、分類の目をさらに細かくすることができる。第1節末に、分類の妥当性を測るためのもう1つの条件として、適当な細分類の可能性ということを示したが、以上のことから、上記の分類はこの条件も満たしていると考えられる。

おわりに

本稿は、日本語の歴史的な文法変化に、文法制度化という種類があることを指摘し、その下位分類として4種を示した((3) および表1)。そして、前稿で考察した機能語生産は、この文法制度化に組み込まれ、文法制度化の中に位置づけて理解することができることを述べた。また、本稿の考察を通して、「文法」の範囲を確定するための手がかりがさらに得られたと思う。1つは、係結の形成で見たように、語や形態素だけでなく、構造体も「文法」に関わり、また、形態論で扱う述語の形態もやはり「文法」の

範囲に入るということである。もう1つは、文法制度化が機能語生産を組み込みつつ2つが共存したように、「文法」の範囲に入るもの同士の間には一種の階層関係（意味論的な内包の階層関係とは異なるが）があるということである。「文法」の範囲を考える際には、このことも踏まえる必要があるだろう。

注

- 1) Hopper (1998) の「創発的文法 (Emergent Grammar)」では、特定の言い回しが談話中で反復され集積したものが「文法」であり、その過程が「文法化」であると言う。これほど浮遊的な文法観を持ってはいないが、「文法」が形成されかつ変更され続けるという点には共感を覚える。
- 2) ただし、「文法化」の使い方にもいろいろあり、例えば、Comurie (1998) は、英語の名詞の単複の対立を「文法化」の例として挙げている。これは本稿の「文法制度化」の使い方に通じる。いずれにせよ、「文法化」という用語は使用の仕方に注意しないと、混乱を来すことがある。
- 3) 意味の「統合」や「分化」については、続稿で考察する。
- 4) 石垣 (1955 : 34) は (7a) の例を次のように分析し、「が」を格助詞としている。

○ [むすめの尼君は上達部の北の方にてありける] が, (その人亡くなり給ひて後,) むすめただ一人をいみじくかしづきて,
「尼君は」の「は」は「の」の代用で、(6a) と同じ構造だと言う。しかし、これは次のように分析するべきだと思われる。

○むすめの尼君は, [[上達部の北の方にてありける] が, その人亡くなり給ひて後,] むすめただ一人をいみじくかしづきて,
このように考えると、「上達部の北の方にてありけるが」は、直後に「その人」とあるので、主語とは考えられず、「が」は接続助詞と見られる (小田 (2010 : 384) もこの例が接続助詞であることを示唆する)。石垣 (1955 : 32) の認定基準によって、中古には接続助詞「が」の確例がないというのが通説だが、(7a) のように接続助詞と見なせる例が存在し、さらに精査の必要がある。

- 5) 新旧形式の「競合」や「交替」、さらには、それまであった機能語や文法制度の「消失」などについては、続稿で考察する。
- 6) construction は、複数の語の一定の組み合わせや配列が特定の意味と結びついたものを指し、普通は「構文」と訳されるが、いわゆる構文 (文型) の他に、慣用的な表現も含むので (Taylor (1988)), 本稿では「構造体」とする。

- 7) 前稿で扱った機能語はいわゆる付属語であり、本稿で文法制度化との関係を考える際の機能語もその種のものである。しかし、いわゆる自立語にも機能語と見なされるものがあると思われる。詳細は続稿に譲る。
- 8) 本稿では「給ぶ（尊敬の独立動詞）→て+給ぶ→てたぶ（補助動詞）」と考えたが、「給ぶ（尊敬の独立動詞）→たぶ（補助動詞）→て+たぶ」という筋道も考えられるかもしれない。もし后者であれば、複合機能語化である。
- 9) 例えば、ある言語で基本語順が変化した場合、それは機能語生産を伴わない文法制度化の例である。このように、文法制度化が起こっても機能語生産が起こらない事例は他にもある。

資料

万葉集、伊勢物語、蜻蛉日記、枕草子、源氏物語、宇治拾遺物語（新編日本古典文学全集）今昔物語集、愚管抄（日本古典文学大系）覚一本平家物語（新日本古典文学大系）天草版平家物語（勉誠社文庫）

参考文献

- 石垣謙二（1955）『助詞の歴史的研究』岩波書店。
- 大堀壽夫（2005）「日本語の文法化研究にあたって—概観と理論的課題—」日本語学会『日本語の研究』1-3, pp.1-17.
- 岡崎正継（1971）「中世の敬語—受益敬語について—」国学院大学『国学院雑誌』72-11, pp.253-263.
- 岡崎正継（1989）「推定伝聞の助動詞「なり」について—その承接と意味—」国学院大学『国学院雑誌』90-3, pp.1-20.
- 岡崎正継（1996）『国語助詞論攷』おうふう。
- 小田勝（2010）『古典文法詳説』おうふう。
- 金水敏（2005）「日本語敬語の文法化と意味変化」日本語学会『日本語の研究』1-3, pp.18-31.
- 小柳智一（2002）「和歌における活用語接続のナリ」石川透・岡見弘道・西村聡編『徳江元正退職記念 鎌倉室町文学論纂』pp.43-66, 三弥井書店。
- 小柳智一（2008）「副助詞研究の可能性」日本語文法学会『日本語文法』8-2, pp.3-19.
- 小柳智一（2013a）「言語変化の段階と要因」東京学芸大学国語国文学会『学芸国語国文学』45, pp.14-25.
- 小柳智一（2013b）「機能語の生産—文法変化の種類 I—」国学院大学国語研究会『国語研究』76, pp.60-72.
- 野村剛史（1995）「カによる係り結び試論」京都大学文学部国語学国文学研究室

小柳智一

『国語国文』64-9, pp.1-27.

野村剛史 (2002) 「連体形による係り結びの展開」上田博人編『シリーズ言語科学 5 日本語学と言語教育』pp.11-37, 東京大学出版会.

山田孝雄 (1908) 『日本文法論』宝文館出版.

Comurie, B. (1998) *Perspective on Grammaticalization*. In T.Ohori (1998: 7-24).

Hopper, P.J. (1988) *Emergent Grammar*. In Tomasello (1988: 155-175).

Ohori, T. (ed.) (1998) *Studies in Japanese Grammaticalization: Cognitive and Discourse Perspective*. Tokyo: Kurosio Publishers.

Taylor, j. R. (1988) *Syntactic Constructions as Prototype Categories*. In Tomasello (1988: 177-202).

Tomasello, M. (ed.) (1988) *The new psychology of language: cognitive and functional approaches to language structure*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum Associates. (大堀壽夫他訳 (2011) 『認知・機能言語学 言語構造への10アプローチ』研究社。を参照)

付記

本稿は平成24, 25年度科学研究費補助金(基盤研究(C), 課題番号24520508)による研究成果の一部である。